

さいたま市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年2月10日付けさいたま市監査委員告示第6号で公表した定期監査及び行政監査の結果に基づき、教育委員会教育長から措置を講じた旨の報告があつたので、別添のとおり告示する。

令和6年1月12日

さいたま市監査委員	大内美幸
同	工藤道弘
同	三神尊志
同	高子景

指摘事項等措置報告書

教育委員会事務局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可（携帯電話無線基地局）に係る行政財産使用料において、使用料の算定額を誤っていたので、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【学校施設管理課】</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可（自動販売機）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る電気料金の算定額を誤っていたので、適正な事務処理を行うべきである。 【鈴谷公民館】 【文蔵公民館】 【岩槻本丸公民館】</p> <p>(3) 行政財産の目的外使用許可（指扇公民館社会福祉協議会事務所）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る電気料金及び損害保険料の算定額を誤っていたので、適正な事務処理を行うべきである。 【指扇公民館】</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 行政財産目的外使用料の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を追徴しました。 【学校施設管理課】</p> <p>(2) 施設に係る電気料金の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を追徴しました。 【鈴谷公民館】</p> <p>施設に係る電気料金の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を追徴しました。 【文蔵公民館】</p> <p>施設に係る電気料金の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を追徴しました。 【岩槻本丸公民館】</p> <p>(3) 施設光熱水費等負担金の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を追徴しました。 【指扇公民館】</p>

<p>(4) 行政財産の目的外使用許可（携帯電話無線基地局）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る損害保険料を徴収していなかったので、さいたま市財産規則第27条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【学校施設管理課】</p>	<p>(4) 損害保険料の算定を行い、本来負担すべき金額を追徴しました。</p> <p style="text-align: right;">【学校施設管理課】</p>
<p>2 支出事務</p> <p>(1) 会計年度任用職員（事務補助）の任用において、年次有給休暇を付与していなかったので、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第9条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【博物館】</p>	<p>2 支出事務</p> <p>(1) 博物館に属する会計年度任用職員について、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第9条第1項に基づく適正な事務処理が行われているか、全担当職員により相互に点検しました。年次有給休暇付与日数を算定し直し、適正な日数を付与しました。</p> <p style="text-align: right;">【博物館】</p>
<p>(2) 会計年度任用職員（事務補助）の任用において、雇用保険の被保険者となった旨を公共職業安定所に届け出ていなかったので、雇用保険法第7条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【文化財保護課】</p>	<p>(2) 令和4年10月より、雇用保険被保険者として任用を変更し、加入手続きを行いました。今後は、雇用保険法第7条に基づき適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【文化財保護課】</p>
<p>(3) 会計年度任用職員（事務補助等）の職員手当等において、期末手当の支給額を誤っていたので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第18条第5項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【文化財保護課】</p>	<p>(3) 期末手当支給額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を支給しました。</p> <p style="text-align: right;">【文化財保護課】</p>
<p>(4) 会計年度任用職員の職員手当等において、期末手当の支給額を誤っていたので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第18条第6</p>	<p>(4)</p>

<p>項第2号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア ALTコーディネーター 【指導1課】</p>	<p>ア ALTコーディネーター ALTコーディネーターの期末手当において適正な支給額を算定し、本来支給すべき金額との差額を追加支給しました。 【指導1課】</p>
<p>イ 人権教育推進員 【人権教育推進室】</p>	<p>イ 人権教育推進員 会計年度任用職員の期末手当の支給額を訂正し、過支給分を戻入しました。また、過控除した雇用保険料、社会保険料を当該会計年度任用職員に還付、払出しました。 【人権教育推進室】</p>
<p>(5) さいたま市教職員健康審査会委員報酬において、月額の報酬をさいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項で定める日に支給していなかったので、適正な事務処理を行うべきである。 【教職員人事課】</p>	<p>(5) 令和4年7月分から、さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項に則り、適正に事務処理を行うよう改めました。 【教職員人事課】</p>
<p>(6) さいたま市学校運営協議会委員報酬において、日額の報酬を翌月15日までに支給していなかったので、さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【生涯学習振興課】</p>	<p>(6) 当該事務処理につきましては、当課から各市立学校に対して、翌月15日の支出に間に合うよう、口座情報等の書類の提出を依頼しましたが、学校からの提出が遅れたため支給に遅滞が生じたものです。つきましては、当課において報酬支払いの進捗管理を一層徹底するとともに、書類の提出期限を遵守できるよう、庁内掲示板等において学校への周知徹底を努めてまいります。 【生涯学習振興課】</p> <p>(7)</p>

<p>自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア 電気料金 【館岩少年自然の家】</p> <p>イ 電気料金等 【鈴谷公民館】</p> <p>ウ ガス料金等 【大古里公民館】</p> <p>エ 電話料金 【管理課】</p> <p>(8) 資金前渡（電話料金）において、令和3年度予算で支出すべきところ、令和4年度予算から口座振替されていたので、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>ア 電気料金 所属長が職員に対し、法令順守の徹底を指示しました。資金前渡の支出について、地方自治法施行令第143条第1項第3号の規定に基づく会計年度に則した事務処理を行います。 【館岩少年自然の家】</p> <p>イ 電気料金等 所属長が職員に対し、法令順守の徹底を指示しました。今後は、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。 【鈴谷公民館】</p> <p>ウ ガス料金等 所属長が職員に対し、法令順守の徹底を指示しました。今後は、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。 【大古里公民館】</p> <p>エ 電話料金 所属長が職員に対し、法令順守の徹底を指示しました。今後は、地方自治法施行令第143条第1項第3号に則り適正な事務処理を行ってまいります。 【管理課】</p> <p>(8) 令和4年度末の処理から、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づく適正な事務処理を行うよう、組織内で統一を図りました。 【博物館】</p>
--	---

<p style="text-align: center;">【博物館】</p> <p>(9) 通信運搬費（市民対象講座・展示動画配信システム通信料）の支払いにおいて、支払時期が遅れていたので、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条及び第14条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【生涯学習振興課】</p> <p>(10) 備品購入費の予算執行において、前回の指摘にもかかわらず、予算計上の積算の基礎となつていなかつた経費の予算執行に係る財政課長への合議をしていなかつたので、さいたま市予算規則第28条第1項第5号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【生涯学習総合センター】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 浦和高等学校用地賃貸借契約に係る文書管理において、起案文書の所在が確認できなかつたので、適正な事務処理を行うべきである。 【高校教育課】</p> <p>(2) さいたま市立博物館自家用電気工作物等保守点検業務委託契約において、仕様書中、一部再委託できる規定を設けていないにもかかわらず、受託者以外が行っていたので、さいたま市業務委託契約基準約款第5条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【博物館】</p> <p>(3) さいたま市立岸町公民館総合管理業務委託契約において、産業廃棄物の運搬及び処分を委託していなかつたので、廃棄物の処理及び</p>	<p>(9) 事業者に対し口座振替での支払いに変更いたしました。今後は、支払時期が遅れることないよう進捗管理を一層徹底いたします。 【生涯学習振興課】</p> <p>(10) 今後は、定期的に周知を図り、さいたま市予算規則第28条第1項第5号に基づき、適正な事務処理を行つてまいります。 【生涯学習総合センター】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 今後は、さいたま市文書管理規則に基づき、適正な事務処理を行つてまいります。 【高校教育課】</p> <p>(2) さいたま市業務委託基準約款第5条第3項に基づき、令和5年度分からさいたま市立博物館自家用電気工作物等保守点検業務の仕様書に、一部再委託できる規定を設けました。 【博物館】</p> <p>(3) 産業廃棄物の運搬及び処分について、それぞれ委託契約を締結いたしました。 【岸町公民館】</p>
---	--

<p>清掃に関する法律第12条第5項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>【岸町公民館】</p>
<p>4 財産管理事務</p> <p>(1) 公有財産の貸付契約（自動販売機）において、公募の公告に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>(1) 次回の更新時には、さいたま市事務専決規程第3条に基づく適正な事務処理を行うよう、組織内で統一を図りました。</p> <p>【博物館】</p>
<p>(2) 公有財産の貸付契約（自動販売機）において、貸付総額に応じた専決権者とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>(2) 次回の更新時には、さいたま市事務専決規程第3条に基づく適正な事務処理を行うよう、組織内で統一を図りました。</p> <p>【博物館】</p>
<p>5 行政事務（行政監査）</p> <p>会計年度任用職員の取扱いについて（意見）</p> <p>今回の監査において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されたことに伴う会計年度任用職員制度に係る事務について重点的に監査を行った。</p>	<p>5 行政事務（行政監査）</p> <p>勤務条件を明示するために交付する任用通知書について、令和5年度より、年間の勤務日等を明確に記載するよう改めました。</p> <p>引き続き、内部統制の取組を進めてまいります。</p> <p>【教職員人事課】</p>
<p>監査の結果、勤務条件を明示するために交付する任用通知書において、年間の上限時間や限度時間等を記載し、勤務日数等が不明確である事例が見受けられた。年間の勤務日等は、年次有給休暇の付与日数や期末手当の算定にも影響を及ぼすものである。各所属においては、関係課所の協力のうえ、現行の事務処理を再度確認し実効性のある内部統制の取組を進められたい。</p>	<p>令和5年度任用予定者に送付する任用通知書から年間勤務日数等を明確に記載しました。</p> <p>引き続き、内部統制の取組を進めてまいります。</p> <p>【指導1課】</p> <p>令和5年度分の任用通知書から、年間勤務時間を明確に記載するよう改めました。</p> <p>引き続き、内部統制の取組を進め</p>

<p>【教職員人事課】 【指導 1 課】 【特別支援教育室】 【高校教育課】 【博物館】</p>	<p>てまいります。</p> <p>【特別支援教育室】</p> <p>令和 5 年度から、本課で任用する会計年度任用職員の任用通知書において、勤務日数等が明確になるよう記載をしました。</p> <p>引き続き、内部統制の取組を進めてまいります。</p> <p>【高校教育課】</p> <p>さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第 9 条第 1 項に基づき適正な事務処理を行うよう、職員により相互に点検することや関係課と連携することについて、組織内で統一を図りました。</p> <p>引き続き、内部統制の取組を進めてまいります。</p> <p>【博物館】</p>
--	--